

建築指導課関係 申請手数料一覧表

令和5年3月24日施行
旭川市建築部建築指導課

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

				審査適合証 有	審査適合証 無
1 1戸建ての住宅又は複合建築物（住戸が1戸のみ）を単位として認定を申請する場合	標準 入力 法等	1戸	200㎡以内	7,010円	33,800円
		1戸	200㎡超	7,010円	38,200円
	誘導 仕様 基準	1戸	200㎡以内	7,010円	17,100円
		1戸	200㎡超	7,010円	18,500円
2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住戸が1戸のみを除く）を単位として認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。） (1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、(1)に定める金額）	(1)戸数	2戸以上 4戸以内		10,600円	65,700円
		5戸以上 15戸以内		22,600円	109,000円
		16戸以上 45戸以内		50,200円	185,000円
		46戸以上		89,900円	264,000円
	(2)住戸部分以外の部分	0㎡～ 300㎡以内		10,400円	65,500円
		300㎡超～ 2,000㎡以内		22,400円	109,000円
		2,000㎡超～ 5,000㎡以内		50,100円	185,000円
		5,000㎡超～		89,700円	264,000円
3 誘導仕様基準の評価をしている共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住戸が1戸のみを除く）を単位として認定を申請する場合 (1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）	(1)戸数	2戸以上 4戸以内		10,600円	31,400円
		5戸以上 15戸以内		22,600円	54,200円
		16戸以上 45戸以内		50,200円	97,300円
		46戸以上		89,900円	146,000円
	(2)住戸部分以外の部分	0㎡～ 300㎡以内		10,400円	31,200円
		300㎡超～ 2,000㎡以内		22,400円	54,000円
		2,000㎡超～ 5,000㎡以内		50,100円	97,100円
		5,000㎡超～		89,700円	146,000円
4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合、床面積の合計の区分に応じた金額	主要 室入 力法 等	0㎡～ 300㎡以内		10,200円	213,000円
		300㎡超～ 1,000㎡以内		18,300円	292,000円
		1,000㎡超～ 2,000㎡以内		29,300円	373,000円
		2,000㎡超～ 5,000㎡以内		87,800円	525,000円
		5,000㎡超～ 10,000㎡以内		138,000円	642,000円
		10,000㎡超～ 25,000㎡以内		175,000円	758,000円
		25,000㎡超～		219,000円	862,000円
	モデル 建物 法	0㎡～ 300㎡以内		10,200円	80,900円
		300㎡超～ 1,000㎡以内		18,300円	111,000円
		1,000㎡超～ 2,000㎡以内		29,300円	144,000円
		2,000㎡超～ 5,000㎡以内		87,800円	227,000円
		5,000㎡超～ 10,000㎡以内		138,000円	294,000円
		10,000㎡超～ 25,000㎡以内		175,000円	352,000円
		25,000㎡超～		219,000円	411,000円
5 複合建築物（住戸が1戸のみ）の全体の認定を申請する場合 1及び4に規定する金額を合計した金額					
6 複合建築物（住戸が1戸のみを除く）の全体の認定を申請する場合 2又は3及び4に規定する金額を合計した金額					

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

工事の着手予定時期又は完了予定時期の変更のみの場合

1戸又は1棟につき

940円

			審査適合証 有	審査適合証 無	
1 1戸建ての住宅又は複合建築物（住戸が1戸のみ）を単位として変更の認定を申請する場合	標準 入力 法等	1戸 200㎡以内	5,540円	18,900円	
		1戸 200㎡超	5,540円	21,100円	
	誘導 仕様 基準	1戸 200㎡以内	5,540円	10,600円	
		1戸 200㎡超	5,540円	11,300円	
2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住戸が1戸のみを除く）を単位として変更の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。） (1)及び(2)に定める金額を合計した金額 （住戸以外の部分を有さない建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、(1)に定める金額）	(1) 戸数	2戸以上 4戸以内	9,340円	36,800円	
		5戸以上 15戸以内	19,900円	63,400円	
		16戸以上 45戸以内	44,400円	112,000円	
	(2) 住戸部分以外の部分	標準 入力 法等	46戸以上	79,400円	166,000円
		0㎡～ 300㎡以内	9,260円	36,800円	
		300㎡超～ 2,000㎡以内	19,800円	63,300円	
		2,000㎡超～ 5,000㎡以内	44,300円	112,000円	
3 誘導仕様基準の評価をしている共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住戸が1戸のみを除く）を単位として変更の認定を申請する場合 (1)及び(2)に定める金額を合計した金額 （住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）	(1) 戸数	2戸以上 4戸以内	9,340円	19,800円	
		5戸以上 15戸以内	19,900円	36,000円	
		16戸以上 45戸以内	44,400円	68,500円	
	(2) 住戸部分以外の部分	誘導 仕様 基準	46戸以上	79,400円	108,000円
		0㎡～ 300㎡以内	9,260円	19,700円	
		300㎡超～ 2,000㎡以内	19,800円	35,900円	
		2,000㎡超～ 5,000㎡以内	44,300円	68,400円	
4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更の認定を申請する場合、床面積の合計の区分に応じた金額	主要室 入力 法等	5,000㎡超～ 10,000㎡以内	124,000円	376,000円	
		10,000㎡超～ 25,000㎡以内	156,000円	448,000円	
		25,000㎡超～	195,000円	517,000円	
		モデル 建物 法	0㎡～ 300㎡以内	9,160円	44,500円
			300㎡超～ 1,000㎡以内	16,300円	62,700円
			1,000㎡超～ 2,000㎡以内	26,100円	83,700円
			2,000㎡超～ 5,000㎡以内	78,400円	148,000円
	5,000㎡超～ 10,000㎡以内		124,000円	201,000円	
	10,000㎡超～ 25,000㎡以内		156,000円	245,000円	
	25,000㎡超～	195,000円	291,000円		
	5 複合建築物（住戸が1戸のみ）の全体の変更の認定を申請する場合 1及び4に規定する金額を合計した金額				
	6 複合建築物（住戸が1戸のみを除く）の全体の変更の認定を申請する場合 2又は3及び4に規定する金額を合計した金額				